

うきは市農業委員会第7回総会議事録

[開催日時] 令和3年9月10日(金)午後1時30分から

[開催場所] うきは市立図書館 3階 大会議室

[議事日程]

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について
議案第5号 非農地判断(非農地証明願い)について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
報告第2号 土地改良届について

(出席委員)

会長	16番	佐々木	芳幸		
会長職務代理人	15番	中村	稔		
委員	1番	樋口	健次	8番	高浪 眞次
	2番	佐々木	光則	9番	樋口 美智子
	3番	後藤	一善	10番	家永 学
	4番	園田	忠行	11番	尾花 里美
	5番	森	和正	12番	堀江 清成
	6番	内山	良江	13番	佐藤 和弘
	7番	後藤	義道	14番	日野 吉光

(農業委員会職員)

事務局長 石井 太 係長 樋口 秀夫 主事 杉 真

局長 只今より第7回うきは市農業委員会定例総会を開催いたします。それでは農業委員会会議規則第5条に基づきまして会長に議事の進行をよろしくお願い致します。

議長 本日の議事録署名人は13番委員と14番委員です。よろしく申し上げます。

議長 それでは議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-1上程)

事務局 (議案1-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先程事務局より説明のありましたとおりです。父親の土地に息子夫婦が住宅を建設するという申請です。分科会の意見としては問題なしということで考えております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 続いて担当委員の意見を求めます。

2番 申請地は地上げされ現在は畑として利用されております。特に問題となるような点もありません。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案1-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 事務局よりお願いがあります。この議案1号-2と議案第5号-2非農地証明願について関連の案件ですので一括して説明してもよろしいでしょうか？

議長 では事務局より2件続けて説明をお願いいたします。議案第5号-2についての裁決は後ほど別に行います。

(議案1-2上程)

事務局 (議案1-2・議案5-2説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先程の事務局からの説明の通り以前転用申請が出されていた土地です。これまでの経過も確認しておりますが、今回の転用申請に関しては問題ないと思われまます。また、非農地証明につきましてもやむなしと思われまますので皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

14番 事務局及び分科会長の説明の通りです。転用・非農地ともに問題なしと考えております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

10番 以前転用申請が出されているのであれば、再び申請ではなくで計画変更申請となるべきではないですか？

事務局 過去の事跡を調べたところ、前回の転用申請の際は自己用住宅建設ではなく建売分譲住宅ということで申請が出ておりました。また申請人も異なっておりました。当時の申請内容と全く異なるため再申請となっています。

13番 議案書に「農地区分：3種」と記載がありますが、判断はどのような基準でなされるのですか？

事務局 説明いたします。農地区分は1種・2種・3種とあります。1種農地は土地改良区の受益地や農地が広がっている地域にある農地で原則転用が不可となっています。3種農地は市役所や鉄道の駅などから300m以内に位置する農地で転用は原則許可される農地です。この1種と3種に該当しない農地が2種農地ということになります。2種農地の転用につきましては代替地がないなどの理由により許可となります。

13番 この農地を3種と判断した根拠は何ですか？

事務局 この土地はJR筑後吉井駅から300m以内に位置しますので3種と判断しております。

(質疑なし)

議長 ほかに質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案1-3を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 事務局よりお願いです。この議案1号-3と議案第1号-4については一括して説明してもよろしいでしょうか？

議長 では事務局より2件続けて説明をお願いいたします。

(議案1-3・1-4上程)

事務局 (議案1-3・1-4説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先程の事務局からの説明の通りです。2件とも高見交差点のロータリー化の工事に伴って収用される土地の代替、駐車場の確保と自己用住宅の転用です。県が実施する公共工事の関連ということでもあります。2件の申請とも問題ないと思われますので皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

2番 事務局及び分科会長の説明の通りです。2件とも特に問題はないと思われますので皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

- 議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。初めに議案1-3に賛成の方は挙手を求めます。
- 議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。次に議案1-4に賛成の方は挙手を求めます。
- 議長 全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達します。
- 議長 引き続き議案1-5を議題とします。事務局説明をお願いします。
- 事務局 事務局よりお願いです。この議案1号-5と議案第2号-2についても一括して説明してもよろしいでしょうか？
- 議長 では事務局より2件続けて説明をお願いいたします。
- (議案1-5・2-2上程)
- 事務局 (議案1-5・2-2説明・朗読)
- 議長 それでは分科会長の意見を求めます。
- 分科会長 先程の事務局からの説明の通りです。アシタバとニンニクという2種の作物を作付していますが、今後栽培技術などについても改善していくとのことで営農に問題はないかと思われまます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 担当委員として説明いたします。アシタバについては別紙資料のとおりそれなりにとれているので問題ないかと考えております。ニンニクについては分科会長も発言ありましたとおり今後改善の余地はあるものやむなしかと考えております。現在4条と5条の2本立てになっていますので申請人には一括で5条申請してはどうかというような話もしております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
- 12番 この場所は分科会などで何回か見に行ったことがありますが、収量の判断はどのようにしているのでしょうか？
- 事務局 毎年度の報告の際に根拠となる資料を添付してもらっています。具体的には収穫後はかりを使って計量している写真などを提出してもらい証拠として積み上げています
- 12番 営農型発電設備については何か制度が変わって収量の要件が緩和されたという話も聞きますが。
- 事務局 荒廃農地を再生する場合などです。通常の営農型発電設備については従来通り収量の基準があります。
- (質疑なし)
- 議長 ほかに質疑なしと認めます。採決に入ります。初めに議案1-5に賛成の方は挙手を求めます。
- 議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。次に議案2-2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達します。
議長 次に議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局説明をお願いします。

事務局 事務局よりお願いです。この案件につきましても議案2号-1と議案第5号-1
1について関連の案件ですので一括して説明してもよろしいでしょうか？

議長 では事務局より2件続けて説明をお願いいたします。議案第5号-1についての
の裁決は後ほど別に行います。

(議案2-1上程)

事務局 (議案2-1・議案5-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先程事務局より説明のありましたとおりです。申請人が昔住んでいた旧宅の西
側に新築するということです。旧宅は結構老朽化しており西側水路に面した石
垣が一部崩れているなどの事情もあるため新築もやむなしかと思われま
す。非農地についても既に倉庫があるためやむなしと考えております。皆
様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 続いて担当委員の意見を求めます。

3番 内容を確認しましたところ、転用及び非農地について両方とも問題ないと思
えております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

10番 先程事務局の説明の中で「登記地目は畑であるが課税は宅地」とありま
したが、このような事は頻繁に起こりうるのでしょうか？

事務局 情報共有のため毎月の農業委員会総会終了後に皆様に配布しております議
案書と同じものを関係する部署や機関に送付しています。

局長 実際にはこういうケースは表に出てないだけで多くあると思われま
す。古くから建っていた建物だとか一部住宅を建て増した際に越境してしま
ったものだとかが何十年か後に判明したというケースがほとんどですので
当時の経過などを調べようとしても資料が残っていないと。以前からあ
って判明した分については仕方ないにしてもそういう事態が今後生じな
いように関係する部署や機関との情報共有を徹底しているところです。

(質疑なし)

議長 ほかに質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-1に賛成の方は挙
手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 続きまして議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを
議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-1上程)

- 事務局 (議案 3 - 1 説明・朗読)
- 議長 それでは担当委員の説明を求めます。
- 6 番 譲渡人と譲受人の関係は祖父と孫です。イチゴをつくるため祖父から指導を受けていたそうで今回独立を機に土地を譲り受けて新しいハウスを建設することです。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
- (質疑なし)
- 議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3 - 1 に賛成の方は挙手を求めます。
- 議長 全員賛成という事で許可とします。
- 議長 引き続き議案 3 - 2 を議題とします。事務局説明をお願いします。
- (議案 3 - 2 上程)
- 事務局 (議案 3 - 2 説明・朗読)
- 議長 それでは担当委員の説明を求めます。
- 2 番 譲渡人が高齢のため作業が大変だということで道路を挟んで向かい側の農地を所有している譲受人に渡すということを聞いています。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
- (質疑なし)
- 議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3 - 2 に賛成の方は挙手を求めます。
- 議長 全員賛成という事で許可とします。
- 議長 引き続き議案 3 - 3 を議題とします。事務局説明をお願いします。
- (議案 3 - 3 上程)
- 事務局 (議案 3 - 3 説明・朗読)
- 議長 それでは担当委員の説明を求めます。
- 10 番 譲受人は米や野菜など手広く農業をしております。外国人の技能実習生も何人か受け入れしていてうきはだけでなく朝倉でも営農していると聞いています。今回取得する土地については、主に稲の育苗などを行なう用地として使用する予定だそうです。倉庫についてもそのまま使用したいと考えており、農機具や乾燥機などを置く計画があるようです。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
- (質疑なし)
- 議長 ほかに質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3 - 3 に賛成の方は挙手を求めます。

- 議長 全員賛成という事で許可とします。
- 議長 引き続き議案3-4を議題とします。事務局説明をお願いします。
- (議案3-4上程)
- 事務局 (議案3-4説明・朗読)
- 議長 新規就農ということでヒアリングを行なっておりますので分科会の説明を求めます。
- 分科会長 9月6日に現地でヒアリングを行いました。現地は荒廃地でかなりの傾斜があります。正直に申しまして非常に厳しいと思いました。ですがヒアリングの際に本人に聞いたところやりますと、やる気はあるような感じではありましたが難しい判断ではありますが皆様のご審議をよろしくお願いします。
- 議長 それでは担当委員の説明を求めます。
- 15番 実はヒアリングの後に申請人から連絡があり、「考え直したらやはり無理そうだ。意欲をなくしてしまった。」という連絡がありました。ヒアリングの時に話した内容と全く違いましたので私も困惑してしまいました。ですので会長と事務局にも連絡してどうすべきかを協議しております。
- 議長 現在の状況については事務局より説明をいたします。
- 事務局 先程中村副会長より説明のありましたとおり、本人は営農の意志をなくしているという状態です。こういったケースの場合、議案として審議する前に申請の取り下げをするよう話をします。これはどちらか単独の申請人でもできますので申請人に対して単独でも取り下げ願いを出示しませんかと何度も話しているのですが「取り下げはしない、審議をしてほしい」とのことでした。
- 議長 私もこの件について申請人より話を聞いております。ただ取り下げをしない、議案としてここにある以上は審議をして採決をとり許可か不許可の結論を出さなくてはなりません。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
- 14番 新規就農、農業をこれからやりますということで申請を出しているのに意欲がなくなったという様な話がでているのであれば、賛成とはとてもいえません。というよりそもそも議案として審議する事自体が不適當な気がします。
- 13番 本人からやる気がなくなったという話が出ていなら、今後耕作されない可能性が非常に高いと、であればそもそも3条の許可基準に該当しないのではないですか。
- 局長 これまで新規就農ということで皆様に審議していただいた案件の中には、適切な農地の管理ができなかった案件もありました。そういう際に委員の皆様の判断材料としてもっとも大事だったのが本人の意欲、営農していくんだという意志であったろうと考えております。ただ今回の案件につきましては本人の意志がそういうふうになってしまっています。そこを踏まえて判断をお願いいたし

ます。

議長 ほかに質疑なしと認めます。採決に入ります。議案3-4に賛成の方は挙手を求めます。

(挙手なし)

議長 挙手なしという事で不許可とします。

議長 続きまして議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案4上程)

事務局 (議案4説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案4に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事でうきは市長に報告します。

議長 続きまして議案第5号 非農地判断(非農地証明願い)についてを議題とします。事務局及び分科会長・担当委員からの説明はすでに関連する議案のところでされておりますので質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第5-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とし、非農地と判断します。続けて議案5-2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成ということで許可とし、非農地と判断します。

議長 それでは報告に入ります。事務局お願いします。

(報告1~3説明・朗読)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議 長 _____ 印

議事録署名者 _____ 印

議事録署名者 _____ 印